

集落営農法人と農業経営

秋 葉 節 夫

I はじめに

国の農業政策への対応とも関わり、「集落営農」数は増加して、2015（平成27）年3月時点で全国14,852集落（前年比135集落、0.9パーセント増加）となり、その集積面積は494,856ヘクタール（前年比2,000ヘクタール増加）となっている¹⁾。「集落営農」のタイプはさまざまであるが、西日本の中山間地域では、「地域の農業・農地を守る」ことを目的としたタイプが多く見られ、とくに広島県では、「集落農場型農業生産法人」（集落法人）の設立に力を注いでいる。

広島県では、農業生産額の2.78パーセントを米が占めているが、水田集落の89.3パーセントが傾斜地（水田集落面積4,522ヘクタール、うち緩傾斜地2,997ヘクタール、急傾斜地1,042ヘクタール）に立地している。また、全国の棚田面積137,578ヘクタールのうち、25.7パーセント（35,409ヘクタール）が広島県にあり（全県平均畠畔面積率9.5パーセント）、多くの水田が中山間地域に分布している²⁾。広島県が2006（平成18）年にまとめた「広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画」では、「地域起点」「選択と集中」「協働連携」の三つの基本姿勢で農林水産行政を推進するとして、農業については、①担い手中心型の生産構造への転換、②水稻中心から園芸作物への転換、③新たな担い手の確保、を構造改革の方向としている。そして、広島県では、「担い手」を、①法人経営（集落法人、農業外企業、一般法人）および②農業所得500万円以上の個別経営（企業的個別経営）と定義して、その核となる「集落農場型農業生産法人」（集落法人）を2015（平成27）年までに410法人、担い手農地割合を46パーセント、販売額の担い手割合を79パーセントにすることを目標としている³⁾。

ところで、本稿が分析対象とする三次市では、1980年代から集落を単位に農家相互の連絡調整や機械共同利用を目的とする営農集団組合の設立が進められてきた。しかし、任意組織である営農集団は、農地の利用権設定ができない。また、任意組織であるために内部留保ができず、機械の更新ができない事例が多かった。その後、2001（平成13）年以降、広島県の集落営農法人設立推進運動の展開にともなって、県の営農指導組織・北部農業技術指導所（三次市）では、営農集団組合を対象として集落営農法人の設立を働きかけ、その結果として法人設立に向けた話し合いが集落単位で活発になった。

J A三次でも、県の北部農業技術指導所との密接な連携体制で、集落営農法人の設立を推進し、とくに2001（平成13）年にスタートした「第二次中期計画」において集落営農法人を重要課題と位置付け、その後の「営農振興計画」にも引き継ぎ、2020（平成32）年までの将来ビジョンとして、50法人設立、水田カバー率25パーセントを掲げている。

本稿では、以上の点を踏まえながら、「集落営農」の設立とその手段としての法人化が進められている三次市内の二つの集落を事例として取り上げ、また検討することで、その設立経緯と組織・事業展開を明らかにする。そして、その際、とくに、J A三次の法人化支援に当たっての取り組み内容にも触れながら、全体として、集落営農法人とJ Aとの関連のあり方について明らかにする。そのために、「II 三次市の農業と集落営農の推移」では、三次市の農業の概況とそのなかでの集落営農法人数の推移を示し、集落営農法人設立の必要性について明らかにする。「III 農事組合法人ファーム紙屋の組織と事業経営」では、「ファーム紙屋」の組織と事業展開を数字をもって明らかにすると同時に、それがJ A三次の支援等とも重なっていることを明らかにする。「IV 農事組合法人志和地の組織と事業経営」では、「農事組合法人志和地」の組織と事業展開を詳細に検討することを通じて、その経営上の特徴を明らかにする。同時に、「ファーム紙屋」の場合と同様に、その事業経営がJ A三次の支援等と重なり合っていること

を明らかにする。最後に、「V おわりに」では、以上の全体の検討を通じて、集落営農法人の事業経営に、JA三次がどのような貢献をしているか、そのことを通じて、集落営農法人とJAの関連のあり方を示している。集落営農法人が地域に根差した営農活動を展開するなかで、次代の担い手をも生み出していけるためには、こうした関連のあり方を具体的に探っていくことが必要であり、この点を以上の事例の検討を通じて明らかにしていくことが、本稿の課題である⁴⁾。

II 三次市の農業と集落営農数の推移

まず、三次市の農業の概況を見てみる。表1は、農家の高齢化の状況を示したものである。農業就業人口が1990（平成2）年に比べると、2010（平成22）年では、54.1パーセントとなり、ほぼ半減していることがわかる。また、農家の65歳以上人口も1990（平成2）年の42.1パーセントから2010（平成22）年の76.7パーセントにまで増加している。農家の高齢化が進んでいるわけである。表2は、農家数の推移を示したものである。総農家数は、1990（平成2）年には8,011戸であったが、年々減少して、2010（平成22）年には、5,129戸にまで減少している。主業農家数も減少して、2010（平成22）年には344戸に減少している。他方、広島県のレベルであるが、新規就農者数の推移を示したものが表3である。この表3を見てみると、年間70～80人を確保しており、ほぼ目標数に届いている。しかし、農業青年数は一貫して減少しており、三次市でも一桁台である。その意味では、農業の担い手としての課題を残している。

ところで、表4は、これも広島県のレベルであるが、認定農業者数の推移を示したものである。この表4を見ると、2000（平成12）年を境にして増加を示し、2014（平成26）年では1,429経営体である。また、そのうち422経営体は法人である。しかし、それで順調かというと、必ずしもそうではない。表4には示してはいないが、認定農業者の40パーセント以上が65歳以上である。つまり、認定農業者等担い手が高齢化してきているのであ

表1 農家の高齢化の状況 三次市

(単位：人， %)

| 区分 | H 2 | H 7 | H12 | H17 | H22 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農家人口 | 8,743 | 7,837 | 6,709 | 6,531 | 4,737 |
| 65歳以上人口 | 42.1 | 51.5 | 65.4 | 72.5 | 76.7 |

注：農林業センサス各年次

表2 農家数の推移 三次市

(単位：戸)

| 区分 | H 2 | H 7 | H12 | H17 | H22 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総農家数 | 8,011 | 7,276 | 6,579 | 5,993 | 5,129 |
| 販売農家数 | 6,870 | 6,078 | 5,341 | 4,572 | 3,627 |
| 主業農家数 | 605 | 520 | 465 | 415 | 344 |

注：農林業センサス各年次

表3 新規就農者の推移 広島県

(単位：人)

| 区分 | H 2 | H 7 | H12 | H17 | H22 |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 農業青年数 | 1,022 | 614 | 472 | — | — |
| 新規就農青年数 | 37 | 44 | 40 | 36 | 20 |
| Uターン者 | 21 | 19 | 19 | 15 | 13 |
| 新規参入者 | 0 | 7 | 7 | 8 | 6 |
| その他 | 16 | 18 | 14 | 13 | 5 |

注：広島県農業担い手支援課調べ

「農業青年数」は当該年度末の数字であり、「新規就農者数」は当該年度に就農した数字である。

表4 認定農業者数の推移 広島県

(単位：経営体)

| 区分 | H 2 | H 7 | H12 | H17 | H22 |
|--------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 認定農業者数 | 277 | 936 | 1,136 | 1,438 | 1,388 |

注：広島県担い手支援課調べ

認定農業者は当該年度末の数字である。

る。後に集落営農数を示すが、その数の推移は、こうした高齢化も反映しているのである。

それでは、以上のような特徴をもつ三次市の農業はどの程度の農業産出額を示しているのであろうか。表5は、『農林水産統計年報』によって広島県の農業産出額の推移を示したものである。この表5で見ると、近年では一端減少した後、若干の増加となっている。2012（平成14）年時点では、1,134億円となっている。しかし、広島県の予測によれば、2020（平成32）年には1,000億円以下に低下するものと見込まれている。ちなみに、三次市の農業産出額は、2014（平成26）年で130億円である。表6は、農産物価格の全国の指標である。広島県の集計はないが、参考までに示しておくことにする。この表6によると、農産物の販売価格2010（平成22）年を100パーセントとすると、2013（平成25）年は102.9パーセントと若干の増加である。しかし、生産資材の価格は、同じ2010（平成22）年を100パーセントとすると、2013（平成25）年は107.5パーセントであり、増加率が高いことがわかる。つまり販売価格に対して生産資材の価格が増加しているということである。この点では、農業の困難性と表現することができる。こうしたなかで、三次市の耕作放棄地の状況はどのようなものであろうか。表7は、耕作放棄地面積と率を示したものである。この表7を見ると、年々耕作放棄地は増加しており、2005（平成17）年と比べてみると、2010（平成22）年では、88ヘクタール増加している。耕作放棄地率14パーセントに近づいており、何らかの形で農地保全をおこなうことが急務であることがわかる。

以上のように、三次市の農業においても、農業従事者数の減少や高齢化により、耕作放棄地が増大する等、地域農業の維持が危ぶまれている。こうしたなかで、三次市の農業を将来に渡って持続的に発展させていくためには、大規模な経営の認定農業者や集落営農が農業生産を担う農業構造に転換していくことが必要である。認定農業者数の推移はすでに示したので、ここでは集落営農の組織化の推移を見てみることにする。表8は、三次市の農業法人数の推移を示したものである。この表8によると、2005（平成

表5 農業産出額の推移 広島県

(単位：億円)

| 区分 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農業産出額 | 1,073 | 1,020 | 1,021 | 1,074 | 1,134 |

注：農林水産統計年報各年次

表6 価格指数の推移 全国

(平成22年=100)

| 区分 | H22 | H23 | H24 | H25 |
|------------|-----|-------|-------|-------|
| 農産物価格（総合） | 100 | 97.6 | 101.8 | 102.9 |
| 生産資材価格（総合） | 100 | 102.2 | 102.9 | 107.5 |

注：農林水産省農産物価格指数各年次

表7 耕作放棄地面積の推移 三次市

(単位：a, %)

| 区分 | H 2 | H 7 | H12 | H17 | H22 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|
| 耕作放棄地面積 | — | 27,679 | 26,917 | 47,676 | 56,515 |
| 耕作放棄地率 | — | 4.9 | 11.2 | 9.9 | 13.7 |

注：農林業センサス各年次

表8 農業法人数の推移 三次市

(単位：経営体)

| 区分 | H 2 | H 7 | H12 | H17 | H22 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 農事組合法人 | — | 1 | — | 9 | 26 |
| 有限会社 | — | — | — | 1 | 3 |
| 株式会社 | — | — | — | — | 2 |

注：平成25年3月末 JA三次資料

表9 経営所得安定対策への加入状況別集落営農数（平成27年度）三次市

| 計 | 加入している | 加入していない |
|-----|--------|---------|
| 187 | 38 | 149 |

注：平成27年10月末 JA三次資料

17) 年以降になって、組織化が始まったことがわかる。広島県としては、すでに1999（平成11）年に「農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の策定のなかで、法人化の推進を位置づけるとともに、2010（平成22）年には、「2020農林水産業チャレンジプラン」を策定し、「産業として自立できる農林水産業の確立」の実現のため、あらためて集落法人、農業参入企業、認定農業者を担い手として位置づけ、「経営力の高い担い手の育成」に取り組んできている⁵⁾。その結果として、2014（平成26）年時点では、集落法人数238、水田カバー率13.2パーセントとなっている。

最後に、表9は、品目横断的経営安定対策への加入状況を示したものである。表8の農業法人数の推移で示したように、三次市での集落営農組織化は、2005（平成17）年に始まった品目横断的経営安定対策への対応であったことがわかる。その意味では、国の農業政策への対応という側面をもっている。しかし、それだけではなく、農業の新たな担い手として、地域農業の維持と発展に貢献しうる側面ももっているわけである。以下では、以上の広島県、三次市の農業と集落営農数の推移を踏まえたうえで、二つの集落営農組織化の事例を示して、三次市での集落営農組織化とその経営内容を探ってみる。

Ⅲ 農事組合法人ファーム紙屋の組織と事業経営

農事組合法人「ファーム紙屋」が位置する和知町は三次市の東部に位置し、庄原市と隣接している。平坦地は少なく、約4割の農地が二本の谷（一の谷、後迫）に分布している。標高は200～260メートルである。総世帯数299戸、人口712人、うち農家戸数は155戸で、耕地面積は206ヘクタール、うち水田面積は198ヘクタールとなっている⁶⁾。稲作が基幹作物であるが、後述するアスパラガスなどを中心に畑作経営も盛んである。1985（昭和60）年に、機械の共同利用を目的とした営農組合を立ち上げ、これを背景として農業を持続的に経営できる環境を整ってきた。しかし、不在地主化と高齢化により、地域の農地管理が困難となるなかで、地域農業のあり

方を模索していた。そのなかで、JA三次の熱心な働きかけによって、2006（平成16）年2月、「紙屋法人準備委員会」を立ち上げた。その後、この「紙屋法人準備委員会」を中心に、法人化の準備を進めるとともに、同年7月には、「紙屋法人総集会」を開いて、「紙屋地区農事組合法人」の基本的な考え方、構想マップ、営農計画についての基本的な考え方、損益計算計画などを了承して、同年8月設立総会を開いて法人化に踏み切った。なお、「特定農業法人」化は2007（平成19）年2月である⁷⁾。

この設立された農事組合法人「ファーム紙屋」の役員構成は、理事7名（代表理事1名、副代表1名、部会長5名、総務部、耕種部、園芸部、加工部、機械部）、監事2名、から成っており、役員の任期は3年である。以上の7名の役員が事業経営に当たっている。出資金は1口1,000円であり、2014（平成26）年時点では加入個人50名、JA三次（876,000円出資）である。利用権設定面積は20.8ヘクタールであり、主要作物面積は、水稻13.5ヘクタール、白大豆5.1ヘクタール、アスパラガス0.5ヘクタール（露地0.37ヘクタール、ハウス0.13ヘクタール）、野菜0.07ヘクタール、その他1.83ヘクタールである。表10は、地代・役員報酬を示している。これによれば、地代5,000円/10アールであり、役員報酬は、代表理事30,000円/月、部長10,000円/月、その他4,000円/月となっている。表11は、作業単価表を示したものである。これによれば、トラクター・オペレーター900円/時、田植機オペレーター1,200円/時、コンバイン・オペレーター1,200円/時、トラクター作業600円/時、草刈1,000円などとなっている。オペレーターは3人である。また、畦畔管理と水管理は基本的に地権者がおこなうこととしており、畦畔管理料30,000円/10アール、「水管理料」20,000円/10アールが支払われている⁸⁾。なお、法人としての主要機械装備は、トラクター2台（46ps, 32ps）、田植機乗用6条1台、コンバイン4条刈1台、畦塗機1台となっている。2014（平成26）年度の収支を見てみると、売上高15,698,311円、生産原価20,116,792円、管理費1,120,406円で、5,551,739円の赤字である。しかし、営業外利益6,090,305円があり、各種「助成金」、「交付金」を加え

表10 地代・役員報酬

| | |
|------|---|
| 地代 | 5000円/10アール |
| 役員報酬 | 代表理事30,000円/月， 部長10,000円/月， その他4,000円/月 |

注：2015年8月の聞き取りによる。

表11 作業単価表 平成27年2月改定

| 作業名 | 時間給 | 備考 |
|----------|-------|------------------|
| トラクタオペ | 900 | 水稻・大豆・受託作業に限る |
| 田植機オペ | 1,200 | |
| コンバインオペ | 1,200 | |
| トラクタ作業 | 600 | 畑作等 |
| 選荷荷作り | 500 | アスパラ選荷・荷作りのみ |
| 収穫 | 700 | アスパラ |
| 草刈（法人モア） | 1,000 | |
| 草刈（機械持参） | 1,200 | |
| 軽労働 | 400 | |
| 普通労働1 | 500 | 共選・直売所出荷・比較的楽な作業 |
| 普通労働2 | 600 | 播種・苗運搬・機械補助等 |
| 普通労働3 | 700 | 草取り・鋤仕事等の重労働 |
| 農薬散布（1番） | 800 | |
| 水田動噴散布 | 1,500 | 背負動噴のみ |

注：農事組合法人ファーム紙屋資料による。

て、最終的には「当期利益」551,418円となっている⁹⁾。

ところで、「ファーム紙屋」の経営の特徴であるが、まず、水稻については省力低コスト技術（乳苗疎植）に積極的に取り組み、二品種（ひとめぼれ、中性新千本）を作付して、作期とリスクの分散も図っている。現在では、エコファーマー認証を取得しており、環境に配慮した特別栽培米づくりをおこなっている。

次いで、複合部門であるが、大豆は不耕起播種機を導入して、省力化を図っている。JA三次の「大豆ネットワーク」に加入して、他の法人の播

種作業受託もおこなっている。この「大豆ネットワーク」は、2006（平成19）年8月にスタートしたもので、現在は12法人が参加している。大豆栽培用機械を持たない法人、あるいはオペレーターを確保できない法人も作業受委託や機械共同利用を通じて大豆生産に取り組むことが可能となり、大豆加工をおこなっている法人や地元加工グループ、豆腐店などの実需者も地元産大豆を安定的に確保できる。JA三次は事務局として、①大豆の圃地化連担化の指導、②作業受委託の調整・斡旋、③実需者と結びついて販売先確保と大豆価格の安定化、などの機能を担っている。平成26年度は、作付面積516.3アールで、総収穫量8,620キログラム、売り上げ実績は499,000円となっている。アスパラガスは、収益の向上と同時に、労働力の活用、雇用の場づくり、そして地域づくりの一環として取り組まれている。技術的な判断は担当理事（副代表）がほぼ1人で担っているが、収穫は、10人の作業者（全員女性）が半月前に決めた収穫当番にもとづいて作業をしている。シフトは完全なローテーションではなく、不規則な面はあるが、極力同じ人が連続的に作業しないように配慮されている¹⁰⁾。表12は、圃場別収穫実績を示している。これによれば、2013（平成25）年度では、面積で43.5アール、収穫5,514.4キログラム、計画達成率は87.5パーセントであり、前年比で110.1パーセントとなっている。労賃設定は、収穫750円（雇人800円）/時、一般作業600円/時、防除800円/時、となっている¹¹⁾。表13は、出荷先別出荷量および売上高を示している。これを見ると、共同選果場が大半を占めるが、他に市営直販ハウス、アンテナ・ショップ、個人商店も含まれている。全体で売上高は3,685,000円である。

最後に、加工部門であるが、旧加工場（漬物貯蔵庫）と新加工場（惣菜加工場）を備えている。2014（平成26）年に惣菜業許可を取得しており、山菜（ワラビ、タケノコ）の漬物など、地域資源を生かした農産物加工に取り組んでいる。表14は、加工品年度別売上高を、表15は、加工品目別販売実績を示している。2013（平成25）年度は、売上高・伸び率ともに減じたが、2014（平成26）年度は持ち直し、売上高1,631,000円、増額高164,000

表12 圃場別収量実績

| | 1・2号圃 (露地) | 3号圃 (露地) | 4号圃 (ハウス) | 合計 |
|-----------|---------------|-------------|--------------|----------|
| 面積 (a) | 21 | 15.9 | 6.6 | 43.5 |
| 収量 (kg) | 2,319.70 | 1,927.70 | 1,266.90 | 5,514.40 |
| 計画 (kg) | 2,700 | 2,200 | 1,400 | 6,300 |
| 計画達成率 (%) | 85.9 | 87.6 | 103.2 | 87.5 |
| 反収 (kg) | 1,104 | 1,212 | 2,189 | 1,267 |
| 前年収量 (kg) | 3,558.20 | | 1,461.50 | 5,744.00 |
| 前年対比 (%) | 119.4 | | 87.7 | 110.2 |

注：農事組合法人ファーム紙屋資料による。

表13 出荷先別出荷量及び売上高

| 出荷先 | 出荷量(kg) | 割合(%) | 売上高(千円) | 割合(%) | kg単価(円) |
|--------|---------|-------|---------|-------|---------|
| 共同選荷場 | 3,480 | 85 | 3,138 | 85.1 | 901 |
| 現金販売 | 256 | 6.3 | 224 | 6.1 | 875 |
| ベジタハウス | 118 | 2.9 | 105 | 2.8 | 889 |
| アンテナ他 | 240 | 5.8 | 218 | 6 | 908 |
| 合計 | 4,094 | 100 | 3,685 | 100 | 900 |

注：農事組合法人ファーム紙屋資料による。

表14 加工品年度別売上高

| 年度 | 売上高 (千円) | 増額高 (千円) | 伸率 (%) |
|-------|----------|----------|--------|
| 平成22年 | 754 | — | — |
| 平成23年 | 1,065 | 311 | 42.1 |
| 平成24年 | 1,568 | 503 | 47.2 |
| 平成25年 | 1,467 | △101 | △6.4 |
| 平成26年 | 1,631 | 164 | 11.2 |

注：農事組合法人ファーム紙屋資料による。

表15 加工品別販売実績

| | 商品名 | 出荷数量 | 単位（円） | 販売額（円） |
|-------|---------------|-------|-------|-----------|
| 漬物 | きゅうちゃん漬 | 876 | 250 | 219,000 |
| | 白菜漬 | 708 | 250 | 177,000 |
| | 玉ねぎワイン漬 | 503 | 300 | 150,000 |
| | 玉葱のタマリ漬 | 447 | 300 | 134,100 |
| | 干大根 | 646 | 180 | 116,280 |
| | 酢漬大根 | 450 | 250 | 112,500 |
| | 梅干 | 192 | 250 | 48,000 |
| | ワラビ塩漬 | 182 | 200 | 36,400 |
| | 漬物煮付け | 195 | 100 | 19,500 |
| | その他 | 283 | — | 59,700 |
| 漬物計 | | 4,482 | — | 1,073,380 |
| 惣菜 | 山菜おこわ | 482 | 250 | 120,500 |
| | 黒豆煮 | 472 | 250 | 118,000 |
| | 赤飯 | 212 | 250 | 5,300 |
| | 煮しめ | 146 | 250 | 36,500 |
| | アスパラパウダー (kg) | 28 | 1,000 | 28,000 |
| | 平餅 | 55 | 400 | 22,000 |
| | いなり寿司 | 45 | 400 | 18,000 |
| | よもぎ餅 | 36 | 400 | 14,400 |
| | なす佃煮 | 47 | 250 | 11,750 |
| | その他 | 155 | — | 31,300 |
| 山菜 | 栗 | 89 | 350 | 31,150 |
| | 勝栗 | 36 | 300 | 10,800 |
| | 柿他 | 234 | — | 13,100 |
| 惣菜山菜計 | | 2,039 | — | 508,500 |
| 合計 | | 6,519 | — | 1,581,880 |

注：農事組合法人ファーム紙屋資料による。

円となっている。また、すでに述べたように、山菜（ワラビ、タケノコ）の漬物のほか、きゅうり、白菜、玉ねぎ、大根などの漬物とともに、山菜おこわ、黒豆煮、赤飯、煮しめ、平餅、よもぎ餅、なす佃煮などの惣菜も実績を示している。販売は、軽トラ朝市を始め、広島夢プラザ、きん菜館でおこなうほか、さくら祭り、JA祭などのイベントでも商品宣伝をしながら、おこなっている。現在、JA三次「加工ネットワーク」に所属して、

三次市全体としても取り組んでいる。この「加工ネットワーク」は、2008（平成20）年3月にスタートし、現在8法人が参加している。①法人の収益性拡大・経営安定化、②高齢者・女性のいきがいや雇用づくり、③元気な地域づくりを目的としている。同じく、JA三次が事務局となっている。こうして、全体として、「歳暮ギフト」では、Aセット96、Bセット132、暮らしサポート用60、合計288セットの実績も出している。安全・安心・地域資源活用の6次産業化に成功しているわけである。ちなみに、2014（平成26）年の作業出夫記録帳によれば、オペレーター3人を含めてのべ48人が出夫しており、とくに加工部門の女性が多いことが特徴である。ここにも複合化の志向が、労働力の活用、雇用の場づくりに寄与していることが理解できる¹²⁾。もちろん、課題もあって、確かに、個性豊かであるが、少量タイプや食べ切りサイズの検討の必要性があること、また、在庫と収支の管理なども緊急を要するものである。しかし、三次市内の農事組合法人で加工部門を備えているものの数は少なく、その意味で試行的な事例である。米価の下落が続くなかで、複合経営、6次産業化をめざした農業経営が必要となっており、その成功が期待されるのである。

以上、農事組合法人「ファーム紙屋」の組織と事業経営、とくにその多角化について見てきた。この「ファーム紙屋」の経営面積は21ヘクタールであり、市内の集落営農法人のなかでは規模が小さいといえる。しかし、法人化することによって、コストの低減を図り、エコファーマー認証も取得して、特別栽培米に取り組めている。こうして、法人化によって米がさらにうまくなったという声に代表されるように、土づくりも含めて水稻作経営は軌道に乗っている。しかし、米価の下落のなかで、一層の経営努力が求められているわけである。とくに米の所得保障が廃止の動きのなかで、あらたに2ヘクタールを白大豆に転換をしている。全体としては、水稻・白大豆・アスパラガス・農産加工に取り組んでいるわけである。決算では、戸別所得補償交付金などの「営業外収益」を充てても、従事分量配分を9割に落としてやっと税引前当期利益551,000円を獲得する厳しい状

況ではある。したがって、多品目化、そして加工、販売といった流れのなかで、集落としてはまとまり、機能、役割を維持するという点では成果を収めているが、他方では、こうした法人の活動は、中山間地域分配金、直接支払交付金などの「助成金」、「交付金」によって支えられているわけである。こうした補助金なしで自立できるところまで事業経営を維持、発展させることができるのであるのか、今後の活動が注目されるところである。すでに述べたように、農事組合法人「ファーム紙屋」は、JA三次の「農産加工ネットワーク」に所属すると同時に、「三次法人グループ」にも所属している。この「法人グループ」は、2004（平成16）年4月にスタートしている。事務局は、2010（平成22）年4月から営農支援課を廃止して、営農企画課が担当している。事業経費は年間160万円程度で、JA三次は20万円、市と政策金融公庫から各40万円の助成を受けるほかは、メンバー法人の負担で運営されている。現在29法人が加盟している。個々の農事組合法人の活動もさることながら、法人間の連携・協力、こうしたなかで、課題を解決していく道も見えてくるはずである。その点で、JA三次との関係構築ということも、あらためて検討を要する点であると思われる。

IV 農事組合法人志和地の組織と事業経営

農事組合法人「志和地」が位置する下志和地町は、三次市の西部に位置し、江の川沿いに広がっている。平坦地が多いが、一部山沿いをも含み、中山間地を抱えている。総世帯数246戸、人口576人、うち農家戸数128戸で、耕作面積は125ヘクタール、うち水田面積101ヘクタールとなっている。稲作が基幹作物であるが、転作経営としてさまざまな畑作作目も経営し、それを加工・販売もしている¹³⁾。この下志和地町には、昭和60年代に設立した営農組合が10個あり、地区の推進協議会に加盟して、機械共同に取り組んできていたが、高齢化が進み、農作業ができない農家が増加するなかで、JA三次が働きかけて、2005（平成17）年2月に、「志和地法人準備委員会」を立ち上げた。その後、この「志和地法人準備委員会」を中心に、

法人化の準備を進め、7個の共同組合が合同して、同年12月に設立総会を開いて法人化に踏み切った。なお、法人化の準備に当たっては、広島県、三次市も協力している。

この設立された農事組合法人「志和地」の構成は、理事8名（代表理事1名、副代表1名、総務部長、生産部長2名）、監事1名から成っており、役員の任期は3年である。以上の8名の役員が事業経営に当たっている。出資金は1口15,000円であり、2014（平成26）年時点では、加入個人92名（4,677口出資）、JA三次（1,200口出資）、合計5,877口、金額で88,155,000円である。利用権設定面積は55ヘクタールであり、主要作物面積は、水稻43ヘクタール、大豆（白大豆2.6ヘクタール、黒大豆1.32ヘクタール）3.92ヘクタール、ソバ0.05ヘクタール、野菜4.1ヘクタール、アスパラガス0.05ヘクタールである¹⁴⁾。表16は、地代・役員報酬を示している。この表16によれば、地代は7,500円/10アールであり、役員報酬は、代表理事150,000円/月、その他15,000円/月となっている。作業賃金は、トラクター・オペレーター1,500円/時、田植機オペレーター1,500円/時、コンバイン・オペレーター1,500円/時、その他の一般作業は1,000円/時となっている。常時オペレーターは4人である。また、畦畔管理と水管理は基本的には地権者がおこなうこととなっており、畦畔管理料は、一般が7,000円/10アール、急傾斜地が10,000円/10アール、水管理料は2,500円/10アールが支払われている¹⁵⁾。なお、苗づくりについては、地域の大規模農家に委託しており、264,220円、乾燥・調整については、三つの営農組合に委託しており、その料金が4,817,417円となっている。法人としての主要機械装備は、トラクター4台（46ps、43ps、37ps、25ps各1台）、田植機乗用6条刈3台、コン

表16 地代・役員報酬

| | |
|------|-----------------------------|
| 地代 | 7500円/10アール |
| 役員報酬 | 代表理事150,000円/月、その他15,000円/月 |

注：2015年8月の聞き取りによる。

バイン3台（6条刈、5条刈、4条刈各1台）、防除機1台となっている。2014（平成26）年度の収支を見てみると、経常損益の部では、売上高36,848,014円、売上原価50,800,859円、販売費一般管理費10,156,662円で、24,109,507円の赤字である。しかし、営業外利益9,324,947円があり、営業外費用71,433円を加えて、14,855,993円の赤字となっている。他方、特別損益の部では、特別利益4,403,976円、特別損失31,500円であり、全体としては、当期剰余金が7,971,167円の赤字となっている¹⁶⁾。本年度は、農作物の収量・品質が低下したことに加えて、消費の低迷や過剰在庫等を要因とした米価の大幅な下落が大きな影響を与えていたわけである。

ところで、農事組合法人「志和地」の経営の特徴であるが、まず水稻については、作期分散を図るために、コシヒカリ、ひとめぼれ、あきさかり、中性新千本、あきろまん、八反35号、ココノエモチを栽培している。さらに、米粉向けの加工特性に優れた品種として期待される「越のかおり」について試験栽培（15.7アール）を実施するとともに、稲作の省力低コスト化を目的として、「あきさかり」の一部圃場で鉄コーティング種子湛水直播栽培（57アール）にも取り組んでいる。

表17 転作作目・農産加工

| 項目 | 面積 | 売上金額（税込） | 反収 | 備考 |
|-------|---------|------------|-----------|--------------|
| 米粉用米 | 198.6 a | 327,180円 | 433.5kg | 中性新千本2号 |
| 白大豆 | 261.7 a | — | 114.8kg | |
| 丹波黒大豆 | 128.3 a | — | 107.7kg | |
| ソバ | 51.8 a | — | 10.7kg | 獣害大 |
| 地力レンゲ | 26.2 a | — | — | |
| 野菜 | 18.0 a | 647,440円 | — | ニンニク・ショウガ・ナス |
| 小豆 | 9.5 a | 81,762円 | 143.3kg | |
| 自己管理 | 172.3 a | — | — | |
| 農産加工 | — | 5,124,742円 | — | 再委託 |
| 合計 | 866.4 a | 6,181,124円 | 前年比134.3% | |

注：農事組合法人志和地資料による。

次いで、転作部門であるが、白大豆については、JA三次の「大豆ネットワーク」に加入しており、播種作業は委託している。表17は、転作作物・農産加工の状況を示している。これを見ると、平成26年度は白大豆の作付面積261.7アール、収量は3,006キログラムとなっている。丹波黒大豆は、面積128.3アール、収量は1,383キログラムである。なお、この丹波黒大豆は冬場の雇用対策として位置づけられている。ソバは、条件不利地域での栽培が多く、作付面積51.8アールに対して、収量が55.6キログラムである。鳥獣被害対策と排水対策を十分に考慮して、コスト削減と収量・売上高の向上が望まれている。野菜は、作付面積18アール、売上金額647,440円である。作目としては、ショウガ、ニンニク、志和地ナス、安納芋が栽培されている。労働力対策とともに、地域の特産物づくりを目的として取り組まれている。表18は、労務の状況を示したものである。これを見ると、水稻が労働時間として最も長く、また雇用費も最も高いことがわかる。しかし、次いで、丹波黒大豆が労働時間で1,007時間、雇用費で1,044,750円と高いことがわかる。冬場の雇用対策となっていることがわかるわけである。野菜は、労働時間が348時間、雇用費348,000円となっているが、後述する農

表18 労務の状況

| 項目 | 労働時間 | | 雇人費 | | 備考 |
|------|------------|---------|-------------|------------|---------|
| | 項目別 | 時間/10 a | 項目別 | 円/10 a | |
| 水稻 | 3212.0時間 | 7.9時間 | 3,906,500円 | 9,641.6円 | 米粉用米含む |
| 白大豆 | 234.0時間 | 8.9時間 | 260,000円 | 9,935.0円 | |
| 丹波黒豆 | 1007.0時間 | 78.4時間 | 1,044,750円 | 81,430.2円 | |
| ソバ | 39.0時間 | 7.5時間 | 44,000円 | 8,494.2円 | |
| 野菜 | 348.0時間 | 193.3時間 | 348,000円 | 193,333.3円 | |
| 小豆 | 303.0時間 | 318.9時間 | 303,000円 | 318,947.3円 | |
| 農産加工 | 4,298.5時間 | — | 4,298,500円 | — | |
| その他 | 1,961.0時間 | — | 1,971,000円 | — | 管理・整備 他 |
| 合計 | 11,402.5時間 | 25.0時間 | 12,175,750円 | 26,776.3円 | 自己管理除く |

注：農事組合法人志和地資料による。

産加工に連動している。全体として、労働時間は11,402.5時間、雇用費は12,175,750円となっており、労働力対策としては功を奏しているといえる。

最後に加工部門であるが、法人が栽培した丹波黒大豆、ショウガ、ソバ、米粉等を利用した加工品を製作し、主に「三次きん菜館」への出荷や各種イベントへの参加、および「川地健康野菜市」での対面販売を実施してきている。2014（平成26）年からは移動販売車も購入し、積極的に移動販売を実施してきている。その結果、労働時間としては、4,298.4時間を投入し、雇用費は429,850円を生み出し、売上高は、表18を見ると、5,124,742円となっている。自らが生産した原料を利用する強みを活かして、「手作りである」、「原材料など責任を持って生産している」ことをブランドの根底にして、「こだわった食味」で付加価値をつけ、商品の充実・強化および販路の開拓に取り組み、法人志和地ブランドを浸透させようとしている。まだ事業としては、発展途上の段階であるが、試行錯誤を加えながら、品質改善を図るとともに、新たな加工品の試作にも取り組んでいる。前項で見た農事組合法人「ファーム紙屋」と同様に、加工部門に取り組んでいる法人としては数少ないひとつの事例であるが、米価の下落のなかで、複合経営、6次産業化をめざして事業展開を図っているわけである。

以上、農事組合法人「志和地」の組織と事業経営を、多角経営化にも注目して見てきた。この農事組合法人「志和地」の経営面積は55ヘクタールであり、JA三次管内の集落営農法人のなかでは大きい規模に属している。この規模を活かして、省力化・コスト低減を図っているわけである。しかし、米価の引き続く下落と経営所得安定交付金が半減すると同時に、天候不順も加わって、2014（平成26）年度決算は赤字になっている。しかし、転作作物・農産加工部門では、全体で生産量は前年比34.3パーセント増加し、売上高も6,181,124円となっている。なかでも、加工部門は、売上高が前年対比21パーセント増の5,124,742円となり、当初の事業計画を充分上回る実績を示している。したがって、多品目化、そして加工、販売といった流れのなかで、地域として結束を強め、集落としての機能、役割を維持し

ているのである。他方では、この法人の事業活動においても、「助成金」、「交付金」の位置は大きく、今後、こうした補助金の先行が不透明ななかで、一層の自立努力も要請されている。すでに述べたように、農事組合法人「志和地」は、JA三次の「農産加工ネットワーク」に所属し、また「集落法人ネットワーク」にも所属している。この点は、前項で見た農事組合法人「ファーム紙屋」と同様である。個々の法人の企業努力は当然必要ではあるが、個々の法人だけではカバーできない部分も相当多いといえる。この点で、「ネットワーク」は充分機能しているといえる。当然その先には、法人の世代交代も含めて、法人間の連携・協力、再編も必要になってくるであろう。したがって、農事組合法人「志和地」の抱える課題も、こうした地域全体のなかに位置づけて考えることもできるわけである。集落営農の「第二ステージ」ということがいわれる現在、こうした点も注目を要するところである。

V おわりに

以上、三次市の農事組合法人「ファーム紙屋」と同じく農事組合法人「志和地」の事例に即して、その組織形態、事業展開を見てきた。三次市においても、農家人口の高齢化、耕作放棄地の拡大、農業の担い手不足に対応するために集落営農の法人化が進み、小規模農家が共同して農業経営をおこなう形態が増加しつつある。そして、こうした法人化の取り組みは、農作業の効率化、省力化、農地の共同化にはとどまらず、加工や販売といった形態を通して、経営の多角化も進めてきている。つまり、農産物に付加価値をつけ、商品化、ブランド化も志向しているわけである。事例に即していえば、「ファーム紙屋」の漬物や総菜、「志和地」での丹波黒大豆煮、ソバ、餅などである。取り組みとしては、まだ試行錯誤の段階であるが、加工施設を装備し、労働力も多く投入して、本格的な加工、販売を目指している。

ところで、こうした法人の事業展開は、JA三次との連携によるところ

も大きいのが特徴である。JA三次管内では、1980年代から営農集団による集落営農の組織化（機械共同利用）が進められ、多くの営農集団が組織されてきた。しかし、高齢化や米価の下落によって活動が停滞し、それとともにあって集落の農地は自らの手で守るということで、2000年頃から法人化への話し合いが活発化してきた。そうしたなかで、JA三次は、2004（平成16）年4月、担い手専任部署である「営農支援課」（現「営農企画課」）を設置し、それ以降、法人化を視野に入れた取り組みをおこなってきた。法人設立に当たっては、関係機関（県・市）と連携しながら、集落の話し合いに参加し、また、設立した後には、出資金として「出資比率の三分の一以下で500万円上限」に出している。さらに、「大豆ネットワーク」に代表される連携組織を設立し、①集落法人の連携による大豆機械の効率利用、②法人相互間の生産コストの削減と経営体质強化、③地元大豆加工業者と集落法人の連携による「三次産大豆」ブランド化、が進められている。「農産加工ネットワーク」も製造・販売で各法人にとって大きな役割を演じている。

もちろん、こうしたJA三次の取り組みの背後には、農家が、①個別で農地を守ることが困難となるなかで、高コスト個別経営は限界にきており、集落全体が共同して農地を守り、効率的な経営形態へと取り組む必要があること、②JAの組織基盤は集落であり、集落崩壊はJAの崩壊につながること、③JAが積極的に地域農業に関わっていかないと何が起きるかわからないこと、④農業を守り、地域を守ることはJA本来の使命であり、集落営農法人育成支援は当然の機能であること、という考え方がある。いづれにせよ、こうした熱心な支援の結果、2014（平成26）年時点で31の集落営農法人が設立されている。事例でとりあげた集落ぐるみ型の農事組合法人、個別担い手が中心となったオペレーター型の株式会社など多様な組織形態の法人が設立されている。集落営農法人の経営面積も777.5ヘクタール、管内の水田の集積率は17パーセントとなっている。

これまで、JAと集落営農法人との関係は必ずしも良好ではないと考え

られてきたところがある。しかしながら、集落・地域そして組合員が変化していくなかで、集落営農組織が生まれ、そしてその運営形態として法人化が生じてくるとすれば、集落・地域が運営の基盤であるJAは、当然それに対応していく必要があるわけである。JA三次の取り組みは、こうした事態への正当な対応なのである。こうしたなかで、事例の農事組合法人「ファーム紙屋」も「志和地」も設立され、その事業展開が図られてきている。高齢化の進展、米価の急激な下落が進むなかで、個別の集落営農法人がその活動を充実・発展させていくことは簡単なことではない。経営多角化の動きもこうした点への対応の結果生じてきたものである。そして、この経営多角化についてもJA三次は支援しているわけである。

確かに、米価の低下や補助金・助成金の交付の先行きが不透明ななかで、中山間地域における法人の経営多角化もどこまで根付くかは必ずしも自明のことではない。しかし、そうであるからこそ、JAの支援は有効であり、法人の事業展開にとって有意義なのである。集落営農法人が、地域の担い手も生み出していけるためには、こうした連携のあり方を探ることもひとつの課題となってくるのではないかと思われる。なお、法人の地域自治組織としての機能、つまり地域管理や地域の活性化に関わる側面について法人の果たす役割については、稿を改めて検討してみたい¹⁷⁾¹⁸⁾。

注

- (1) 農林水産省「集落営農実態調査」(2015年10月2日)の市町村別統計の集計による。なお、法人数は3,622であり、前年に比べて307(11.3パーセント増加)の増加となっている。集積面積は、前年に比べて2,000ヘクタール増加しており、法人への集積面積が141,000ヘクタールと前年に比べて20,000ヘクタールの増加となっている。
- (2) 2005年農林業センサス第7巻『農山村地域調査及び農村集落調査報告書』によると、広島県の水田のある農業集落4,522のうち、緩傾斜地にある集落が2,997、急傾斜地にある集落が1,042となっている。また、全国

の棚田面積137,578ヘクタールのうち、広島県内の面積は35,409ヘクタールとなっている。

- (3) 広島県『広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画』2006年、2頁。
- (4) 広島県における集落営農法人の展開については、かつて論じたことがある。秋葉節夫、「集落法人の展開と農村社会—広島県東広島市の事例—」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『社会文化研究』、第31巻、2005年。また、集落営農法人の山形県と岡山県における最近の動向として、秋葉節夫、「庄内地域における集落営農組織化の動向」広島大学大学院紀要『社会文化論集』、第12号、2011年、秋葉節夫、「岡山県における集落営農組織化の動向」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』、第7巻、2012年、集落営農法人の経営多角化の動きをとりあげたものとして、秋葉節夫、「広島県における集落営農法人の展開と経営多角化」広島大学大学院総合科学研究科紀要『社会文化論集』、第13号、2013年、を参照されたい。
- (5) 広島県『2020農林水産業チャレンジプラン』、2010年、16頁。
- (6) 農事組合法人ファーム紙屋「農事組合法人ファーム紙屋の概要」、2014年、および、三次市役所産業環境部農政課資料による。
- (7) 農事組合法人ファーム紙屋「法人設立の経過」、2007年、1頁。
- (8) 2015年8月の聞き取りによる。
- (9) 農事組合法人「第10期通常総会議案書」、2015年、8頁。
- (10) 農事組合法人ファーム紙屋「農事組合法人ファーム紙屋の概要」、2014年、2頁、および、2015年8月の聞き取りによる。
- (11) 2015年8月の聞き取りによる。
- (12) 農事組合法人ファーム紙屋「作業出夫記録帳コード表」、2015年、1頁。
- (13) 三次市役所産業環境部農政課資料による。
- (14) 農事組合法人志和地「第10期通常総会資料」、2015年、3頁。
- (15) 2015年8月の聞き取りによる。

- (16) 農事組合法人志和地「第10期通常総会資料」, 2015年, 10頁。
- (17) 農事組合法人の地域自治組織としての機能については, 東広島市の農事組合法人「ファーム小田」の事例で触れたことがある。秋葉節夫, 「広島県における集落営農法人の展開と経営多角化」広島大学大学院総合科学研究科紀要『社会文化論集』, 第13号, 2013年, を参照されたい。また, 楠本雅弘, 『進化する集落営農—新しい「社会的協同経営体」と農協の役割—』, 農山漁村文化協会, 2010年, でも論じられている。
- (18) 農事組合法人とJAの連携については, 稲垣伸司, 「『集落農場型農業生産法人』とJAの連携」『JA総研レポート』, 第12巻, 2009年, 福田竜一, 「集落営農法人が担う地域農業の変革」農林金融総合研究所『農林金融』, 2011年2月号, 小林元, 「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『JC総研レポート』, 第20号, 2011年, で論じられている。なお, 筆者もこの点について論じたことがある。秋葉節夫, 「集落営農法人の連携と再編」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』, 第9巻, 2014年, を参照されたい。

文 献

- 秋葉節夫, 「集落法人の展開と農村社会—広島県東広島市の事例—」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『社会文化研究』第31巻, 2005年。
- 秋葉節夫, 「庄内地域における集落営農組織化の動向」広島大学大学院総合科学研究科紀要『社会文化論集』第12号, 2011年。
- 秋葉節夫, 「岡山県における集落営農組織化の動向」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第7巻, 2012年。
- 秋葉節夫, 「広島県における集落営農法人の展開と経営多角化」広島大学大学院総合科学研究科紀要『社会文化論集』第13号, 2013年。
- 秋葉節夫, 「集落営農法人の連携と再編」広島大学大学院総合科学研究科紀要Ⅱ『環境科学研究』第9巻, 2014年。
- 稻垣伸司, 「『集落農場型農業生産法人』とJAの連携」『JA総研レポート』

- ト』第12巻, 2009年。
- 楠本雅弘,『進化する集落営農—新しい「社会的協同経営体」と農協の役割—』農山漁村文化協会, 2010年。
- 小林元,「地域づくりにおける集落営農の位置付け」『JC総研レポート』第20号, 2011年。
- 農事組合法人ファーム紙屋,「法人設立の経過」, 2007年。
- 農事組合法人ファーム紙屋,「農事組合法人ファーム紙屋の概要」, 2014年。
- 農事組合法人ファーム紙屋,「作業出夫記録帳コード表」, 2015年。
- 農事組合法人ファーム紙屋,「第10期通常総会議案書」, 2015年。
- 農事組合法人志和地。「第10期通常総会資料」, 2015年。
- 広島県,『広島県新農林水産業・農山漁村活性化行動計画』広島県, 2006年。
- 広島県,『2020農林水産業チャレンジプラン』広島県, 2010年。
- 農林水産省,「集落営農実態調査」, 2015年。
- 福田竜一,「集落営農法人が担う地域農業の変革」農林中金総合研究所『農林金融』, 2011年2月号。